

日本を北朝鮮のよう**な**相互監視の牢獄国家にしてよいのか!?

不毛と悪夢の「差別糾弾闘争」を繰り返させないために「人権擁護法案」に反対しましょう

いま日本列島に「人権原理主義」という怪物が猛威を奮っています。誰にも反対できない「人権」なる言葉の前には、すべての議論は打ち止めとなり、一切の反論は許されません。ほんらい一宗教や一族の「原理主義」は、自然や人間の共存をモットーとする日本人の考え方とは相容れないものです。ところが、国会に提出されようとしている「人権擁護法案」は、わが国をまるで北朝鮮のような独裁・相互監視国家にしようとしているのです。

過去一度国会に提出されて猛反発を受け、廃案になった法案を、二年ばかりの時間を置いて自民党人権問題調査会長を務める古賀誠元幹事長が、公明党の支持を取り付けて、ほぼそのまま出し直すという国民を愚弄したようなことを行い、良識ある国民や議員の怒りを買っています。

人を出生や宗教などで差別することや、いわれなく虐待することは、断じて許されざることです。人権侵害はあってはならぬことであり、法案の理想そのものに異を唱えるわけではありません。問題は、規制のあり方です。この法案は、新たに取り返しのでない「人権弾圧」を招くおそれが極めて大きいのです。

恐るべき監視機関「人権擁護委員」

同法案によれば、今後全国で約2万人の人権擁護委員が任命され、委員は「人権に関して高い見識を有する者及び弁護士会その他人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員のうちから」選ばれます。要するに常識的な一般市民ではなく、これまで人権運動を行ってきた活動家が選ばれる訳ですが、世の中では、日弁連をはじめ、部落解放同盟、ピースポートやユニオン労組など極めて思想的に偏った人たちが「人権」運動をしている例が大多数なのは誰でも知っています。さらに同法案には国籍条項の定めがないので、朝鮮総連役員が人権委員を独占するといふ恐るべき事態も考えられます。

たとえば、ある政治家が北朝鮮の金正日総書記や韓国の盧武鉉大統領を批判したとします。すると「そうした批判は在日の人びとの感情を傷つけ人権侵害に当たる」として、人権擁護委員を装った朝鮮総連や民団によって事情聴取や立ち入り検査をされるでしょう。この政治家は、令状なしに自宅搜索を受け、政治生命をも失ってしまいます。他の政治家は口を閉ざして信念を発言しなくなり、政治・外交は機能しなくなるでしょう。

政治家やジャーナリスト、作家、芸術家に限らず教師であれ労働組合員であれ、何をもちて咎められるかわからないとなれば、すべての国民が萎縮した毎日を送ることになり、行き着く先は「思想・良心・表現の自由」のない、まるで旧ソ連や中国、北朝鮮のような密告社会、相互監視国家です。

また仮に人権侵害の認定が冤罪・又レギ又であった場合、その名誉回復は具体的にどうなるのでしょうか？ 驚くべきことに、法務省は「国家賠償法に基づく損害賠償訴訟で」と回答、何ら特別な対策も考慮されていないという事実が判明しました。

法案を推進する者たち

わが国政府には、これまで数十年間、北朝鮮による拉致被害者を放置してきたという許し難い「前科」があります。政権政党の中でも、とりわけこの問題に冷淡だった議員たちが、この「人権擁護法案」に最も積極的だという事実、国民の皆様はしっかりと注目ください。

もう一つの推進勢力・公明党の母体「創価学会」は、恐るべき「牙城会」という内部告発組織を持ち、さながら「人権擁護委員」を思わせるものがあります。この相似性にも注目ください。

いまこそ先人の叡智に学ぼう

そもそも人権と人権はしばしば対立し合うものです。加害者にも被害者にも人権があり、たとえば夫婦同士であっても、客観的なモノサシで一律に判定できるものではありません。片方の人権的主張を一方的に際限なく認めれば、かえって社会正義に反してしまふこともあります。

古来地震や台風が多いわが国は、何が起きても「お互いさま」と、謙譲と助け合いの精神をもって生きてきました。私たち新風は、この先人の叡智を今こそ学び直すべきだと思います。そして、英米のような「訴訟社会」にならない国の在り方を、もう一度深く考えるべきではないでしょうか。

新風は、人権を論ずる前に人の命の尊厳を深く考える政党です



維新政党・新風本部

ホームページ <http://www.shimpu.jpn.org/>
〒604-0912 京都市中京区二条通河原町東入
京都書店会館2F
TEL.075-256-1545 FAX.075-241-2193
〒104-0045 東京都中央区築地7-6-7
松田ビル301号
TEL.03-5565-2993 FAX.03-6226-3528